

グループホームふるる 運営規程
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人幸和会が運営するグループホーム ふるる（以下「事業所」という）が行う、指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護従業者等（以下「従業者」という。）が要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては要支援状態）であって認知症である高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症（介護保険法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）によって自立した生活が困難になった入居者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対して、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって入居者の生活機能の維持及び向上に努める。

3 事業の実施にあたっては、入居者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又は家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

5 事業の実施にあたっては豊中市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 前各項のほか、「豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年豊中市条例第70号。以下「条例」という。）、「豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年豊中市条例第74号。以下「条例」という。）に定める内容

を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームふるる
- (2) 所在地 豊中市浜3丁目8番4号

(従業者の職種、員数及び職務の内容) 令和7年7月1日現在

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(小規模多機能型居宅介護ふるる 管理者兼務)
管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 2名
(小規模多機能型居宅介護ふるる介護支援専門員兼務1名、非常勤1名)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という)を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等との連絡及び調整を行う。
- (3) 介護従業者 12名以上(常勤 8名以上 非常勤 4名以上)
なお、介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。
- (4) 看護従事者 1名(非常勤)
- (5) 事務職員 法人にて一括処理
事務職員は、必要な事務を行う。
- (6) 調理職員 委託給食会社
調理職員は、入居者への食事の調理・提供を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居定員は18名とする。

ユニット数：2

ユニット入居定員：9名

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

- (2) 日常生活上の世話・支援
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助等

(認知症対応型共同生活介護計画)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、入居者の多様な活動の確保に努める。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を入居者に交付する。
- 5 入居者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び入居者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
- 7 認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容については、入居者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

第8条 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領分であるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。(30日の場合)
 - (1) 食費は、48,000円(1,600円×30日)を徴収し、月途中における入退所については、日割り計算とする。
 - (2) 家賃は、79,500円(2,650円×30日)を徴収し、月途中における入退所については、日割り計算とする。
 - (3) 管理費(水道光熱費含む)は、月額22,000円(消費税込)を徴収する。月途中における入退去については、日割り計算とする。
 - (4) おむつ代は、実費を徴収する。
 - (5) 理美容代は、実費を徴収する。

(カット：1,500円、顔そり：600円、カット・顔そり：2,000円)

- (6) レクレーション費用は、要した実費を徴収する。
 - (7) 入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供した場合は、要した実費を徴収する。
 - (8) 嗜好品や日常生活用品の買い物などに現金が必要な場合、希望により事業所の立替金制度を利用することが可能。月額 200 円必要だが、管理費に含めるものとする。なお、立替金制度を利用しない場合は、管理費よりその分を引いて請求する。
 - (9) 健康管理にかかる材料は実費をご負担いただく場合がある。
インフルエンザ予防接種等に係る費用は実費を徴収する。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 4 サービスの提供開始に際し、あらかじめ入居者又は、その家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。
 - 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に入居者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。
 - 6 法定代理受領分に該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(入居にあたっての留意事項)

- 第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象は、要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態）であつて認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、対象から除かれる。
- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合
 - (2) 認知症に伴う著しい行動障害がある場合
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

- 4 入居者の退居に際しては、入居者及び入居者の家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- 3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事故報告書により報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。
- 4 担当者は管理者とし、事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行う。
- 5 事業所は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 6 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を事故報告書に記録する。
- 7 事業所は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 11 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害・地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 前項に規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(身体的拘束等の禁止)

第 12 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ入居者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 4 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。
- 5 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 6 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね2月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(苦情処理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じる。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る入居者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う。
- 4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の7若しくは法第115条の17の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力

するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た入居者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の同意を得る。

(秘密の保持)

第 16 条 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(地域との連携)

第 17 条 事業所は、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 3 事業所は、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、2ヶ月に1回運営推進会議を開催する。
- 4 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
 - (5) 担当者は管理者とする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第19条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(協力医療機関等)

第 21 条 事業所は、入居者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 1 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。また、事業所からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。さらに、入居者の病状が急変した場合等において、医師又は協力医療機関等が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 事業所は、入居者が協力医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び事業所に速やかに再入居させることができるように努めるものとする。
- 4 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 22 条 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の推進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための生産性向上委員会を定期的に開催する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和5年3月15日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。